



保険料のお知らせ

介護保険料

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006
健康課 ☎73-3014

介護保険料は毎年7月に決定し、納入通知書を被保険者に送付します。

今年度、65歳になる人は、誕生日以降に納入通知書を送付します。

65歳以上の人の保険料は介護サービスにかかる費用などに応じて、下記の表で基準額が決まります。

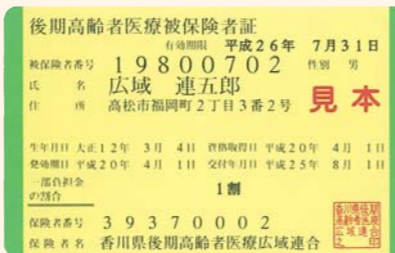
$$\begin{matrix} \text{三豊市} \\ \text{基準額} \\ (58,200円) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{三豊市で} \\ \text{介護保険給付に} \\ \text{かかる費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の} \\ \text{人の負担分} \\ (21\%) \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{三豊市の} \\ \text{65歳以上} \\ \text{の人数} \end{matrix}$$

段階	住民税課税状況		対象者	年間保険料額(円)
	本人	世帯		
第1段階	-	-	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	29,100
第2段階	非課税	非課税	前年合計所得金額 + 前年課税 年金収入額	80万円以下
第3段階				80万円を超える
第4段階軽減	課税	課税	前年合計所得金額	80万円以下
第4段階				80万円を超える
第5段階	課税	-	前年合計所得金額	125万円未満
第6段階				125万円以上~190万円未満
第7段階				190万円以上

本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて7段階(実質8段階)に分かれています

後期高齢者医療保険被保険者証が変わります

現在お持ちの被保険者証は7月末で期限が満了となります。8月からの新しい被保険者証は「特定記録郵便」で7月13日以降に「黄色の封筒」で送付されます。有効期限のきた被保険者証は健康課または各支所までお返しください。



カードサイズです。記載内容をご確認ください。また22日を過ぎても届かないときは健康課へお電話ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014(資格担当)
税務課 ☎73-3006(賦課担当)

平成25年度 国保税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40~64歳)
所得割	7.0%	1.5%	1.5%
資産割	21.0%	5.0%	4.0%
均等割(被保険者1人につき)	26,000円	6,000円	6,000円
平等割	26,000円	6,000円	6,000円
	(下記以外の世帯)		
	13,000円	3,000円	(1世帯につき)
	19,500円	4,500円	(特定継続世帯)
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

※課税標準額は前年の総所得金額から基礎控除額330,000円を差し引いた額です
 ※特定世帯とは、同一世帯の人が、後期高齢者医療制度に移行することにより国保の資格を喪失し、国保加入者が1人になった世帯です
 ※軽減特例措置：(特定世帯5年+特定継続世帯3年延長)世帯の構成に変更のない限り、特定世帯となった日の属する月からその年度中およびその翌年度から合計8年間となり対象期間が延長となります。(ただし、減額金額は上記表のとおり)

- 納入通知書の送付
 - 国民健康保険税
 - 7月上旬に世帯主に送付
 - 後期高齢者医療保険料
 - 7月中旬に対象の人に送付(年度途中で75歳になる人には誕生日以降に納入通知書を送付します)
- 保険料の計算方法
 - 国民健康保険税
 - 40歳未満と65~75歳の人の医療分+後期高齢者支援分
 - 40~64歳の医療分+後期高齢者支援分+介護分
 - 後期高齢者医療保険料
 - 所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得等に応じて保険料が軽減されます。
- 保険料の軽減制度
 - 国民健康保険税
 - 世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の軽減制度があります。非自発的失業者に対する軽減制度があります。
 - 後期高齢者医療保険料
 - 所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得等に応じて保険料が軽減されます。
- 均等割(47,200円)と所得割(所得率8.81%)の合計。賦課限度額は55万円です。

限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関等の窓口で提示ください
自己負担限度額までの支払いとなります

70歳未満の人(申請が必要)

	入院時食事標準負担額(1食)	自己負担限度額(月額)	
		3回まで	4回以降
上位所得者	260円	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	260円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	210円(入院が90日を超えると160円)	35,400円	24,600円

※上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯です

70歳以上75歳未満の人

低所得者Ⅰ・Ⅱの人は、申請により交付された認定証を医療機関に提示すれば、医療機関窓口での支払いは、低所得の自己負担額までとなります。一定以上所得者と一般の人は、申請の必要はありません。

	入院時食事標準負担額(1食)	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	260円	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(年間4回目以降の自己負担限度額は44,400円)
一般	260円	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	210円(入院が90日を超えると160円)	8,000円
	Ⅰ	100円	8,000円

※低所得者Ⅱは、Ⅰ以外の住民税非課税世帯の人

※低所得者Ⅰは、世帯全員が住民税非課税世帯であって、収入が一定基準以下の人

認定証の更新もお忘れなく

認定証の有効期限は7月31日(水)です。更新が必要な人は、下記のものをお持ちのうえ、健康課または各支所で手続きしてください。

- ①国民健康保険の保険証
- ②印かん(認印)
- ③認定証
- ④国保高齢受給者証

保険料の納め方

特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています

年金から天引きされる人(特別徴収)

対象となるのは、年金が年額18万円以上の人で、国民健康保険税または後期高齢者医療保険料と介護保険料をあわせた保険料が年金受給額の2分の1を超えない人です。

納め方は、年6回支給される年金から天引きします。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定していないため暫定保険料を天引きします			確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きします		

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は特別徴収を中止して、口座振替に変更することが出来ます。変更する場合は、市役所で手続きしてください。

平成25年度 納期限(口座振替日)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月31日(水)	9月2日(月)	9月30日(月)	10月31日(木)	12月2日(月)	12月25日(水)	1月31日(金)	2月28日(金)

納付書での納付の人(普通徴収)

対象となるのは

- ・特別徴収対象者以外の人
- ・三豊市に転入した人
- ・保険料が変更になった人
- ・年度途中で対象年齢になった人(介護：65歳 後期高齢者：75歳)

納め方

納付書により市役所・支所・指定金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。

※口座振替手続きは、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料と制度が変わるとそれぞれに必要となります